

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、福井県漁業調整規則（昭和39年福井県規則第61号）第4条第1項第10号に掲げるかご網漁業につき、福井県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1 許可または起業の認可をすべき船舶等の数および船舶の総トン数または漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	漁業種類の名称	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
かご漁業	ばい貝かご漁業	6（許可または起業の認可を受けている船舶の数：6隻）	総トン数15トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	水深270メートル以浅の福井県沖合	7月1日から8月31日	従前の許可を受有している者
	べにずわいかにかご漁業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)